

平成28年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 平成28年11月24日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 日高 芳一
委 員 杉浦 容子
委 員 塚本 亨
委 員 天宮 久嘉
委 員 大里 豊子

議場出席委員

・教育次長	坂井 保義	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	加藤 憲司
・統括指導主事	塩尻 浩	・地域教育課長	山崎 淳
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 杉浦 容子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり開会時刻10時00分

○教育長 おはようございます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、平成28年教育委員会第10回臨時会を開会したいと思います。

本日の会議録の署名は、私に加え、日高委員と杉浦委員にお願いいたします。よろしく願います。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が5件、報告事項が10件、その他が3件ということになっております。

それでは、議案第44号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第44号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、1枚おめくりください。第2条中「81万円」を「81万1,000円」に改正するものでございます。こちらについては、葛飾区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき実施するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第44号は原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第45号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第45号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

幼稚園教育職員の給与につきまして、平成28年10月11日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。資料の2枚目から5枚目が、本会議において提出する議案となっております。

改正内容ですけれども、給料表及び勤勉手当の引き上げ改定でございます。第1条を公布日に施行し、第2条を平成29年4月1日に施行するものでございます。

まず、幼稚園教育職員の給料表の引き上げ改定でございますけれども、公民格差584円、0.15%を解消するため、給料表を引き上げ改定するものです。改定後の給料表が、資料の2枚目、裏面以降となります。引き上げにつきましては、平成28年4月1日にさかのぼっての適用となります。

次に、幼稚園教職員の勤勉手当の支給上限の引き上げ改定でございます。資料の6枚目、後ろから2枚目が新旧対照表となっておりますので、そちらをごらんください。

第1条関係ですけれども、勤勉手当の支給月額の上限を0.1月、再任用職員につきましては0.05月引き上げます。増分である0.1月分につきましては、平成28年度については既に6月期を支給していることから、12月支給の勤勉手当に全て割り振りを行い、一般職員は0.85月から0.95月、管理職員につきましては1.05月から1.15月といたします。

それでは、新旧対照表の裏面をごらんください。第2条関係です。平成29年度以降につきましては、6月支給の勤勉手当と12月支給の勤勉手当に0.05月ずつ均等に割り振りをし直すこととし、一般職員は0.90月、管理職員については1.10月とすることとします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 指導室長からご説明いただきましたいわゆる俗にいう人事院勧告、都でいいますと東京都人事委員会勧告という部分で、公民格差の是正ということがその背景にあるわけですね。

それと、勤勉手当等々の公務員職に関しましては、振り分けた調整ですので、新たに積み上げた1号ですか。それをそれぞれの支給月に反映しているのでよろしいかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがですか。ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第45号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第45号は原案どおり可決といたします。

引き続きまして、議案第46号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案46号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございます。資料の2枚目が新旧対照表となっております。

改正内容は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、支給上限を引き上げた期末勤勉手当の総支給月数を0.1月、再任用職員については0.05月引き上げ、一般職員は0.85月から0.95月、管理職員については1.05月から1.15月とするものでございます。

条例において、教育委員会規則で定めるとされている勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。なお、本規則は条例と同日付で公布、施行する見通しでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第47号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、第47号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正するものでございます。

改正内容は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、幼稚園教育職員の給料表の引き上げ改定を行ったことに伴い、別表第3の昇格時対応号給表を改定するものでございます。資料の4枚目以降が新旧対照表となっており、5枚目以降の別紙1が現行の表、8枚目以降の別紙2が改正後の表となっております。

なお、本規則につきましては条例と同日付で公布・施行するものとし、平成28年4月1日にさかのぼって適用いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問はございますか。その他、特にございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 47 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 48 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第 48 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、所要の改正をする必要があるためでございます。

なお、今般の改正に当たりましては、平成 27 年 3 月 31 日付の政令改正と、それから平成 28 年 3 月 31 日付の政令改正の反映を一本で行わせていただいております。

それでは、改正の内容でございます。5 枚おめくりいただきまして、新旧対照表とあわせてごらんいただければと存じます。

平成 27 年度政令改正部分を改正規則の第 1 条、それから、平成 28 年の平成改正部分を改正規則の第 2 条で規定してございます。

まず、改正規則の第 1 条によります現行規則の第 4 条、利用者負担額関係規定の改正でございますが、こちら第 2 号といたしまして特別利用教育、これは保育認定ということで、本来保育園の入園を希望していらっしゃる、その認定を受けている子どもが保育園のあきがないなどで幼稚園の教育を受ける場合なのですけれども、こちらは教育認定を受けて幼稚園に入園している児童が受ける場合とは法的には別の分類になるということがございまして、これまでの同一の金額表で見えていたところですが、こちらの特別利用教育料の金額を別表第 2 として設けたものでございます。額等については同じになってございます。

それから、次に第 4 条第 3 項といたしまして、月途中の入退園に係る日割り計算の規定につきまして、改正前の別表、備考に記載されていたものを本則のほうで規定することといたしました。なお、同様の改正を先ほどの別表第 2 に規定する特別利用教育の保育料にも適用させるということを第 5 条の 2 項として、改めて定めたものでございます。

それから、次に第 4 条の 2 ということで、利用者負担額の特例として加えてございます。区立幼稚園では施設の利用者負担額と保育料が原則して一致するわけでございますが、子ども・子育て支援法の中では利用負担額と保育料が分けて考えられてございまして、現行規則で減免規定の適用が保育料のみということになってございましたけれども、法の形式にのっとりまして、利用者負担額にも減免規定が適用されるよう規定を整理したものでございます。

次に、新旧対照表を 2 枚おめくりいただきまして、裏面になります改正後の別表第 1 というところで、中段以降になりますけれども、利用者負担額及び保育料の各階層の定義でございますけれども、こちらの第 1 階層で、生活扶助を受けている世帯としていたところを政令に合わ

せまして被保護世帯ということで改めてございます。

また、同表の第2階層におきまして、区民税所得割非課税世帯というような形であらわしていたものを政令に合わせて、こちらに記載の表現に改めてございます。このことで対象として養育里親ですとか、それから児童福祉施設の長が加わっておりますけれども、こちらは実際の適用はございませんので、特に変更はないという形です。

また、同階層の月額3,000円の後ろに、要保護者世帯、これはひとり親世帯ですとか、それから在宅の障害児（者）のいる世帯ということになります。こちらが月額を0円にするという規定を設けさせていただいております。この規定の追加によりまして、実は平成27年度住民税、所得税、所得割の非課税世帯、月額保育料を3,000円徴収していたところなのですが、こちらの規定によりまして、対象の世帯に照会を行わせていただき、申請に基づきまして、保育料の還付をしていく必要がございますので、こちらの課税のほうが済みましたらば、速やかに準備を進めていくというふうになってございます。

さらに、こちらの同表、別表の第1の備考欄ですけれども、第2子の保育料、こちらを5割減額、第3子以上0円とする規定を設けていたのですけれども、こちらを政令の規定にあわせてところでございます。

なお、こちらこれらの別表改正の内容は、先ほど申し上げた新たに設けた別表の第2でも同じように規定されております。

次に、第7条、保育料等、入園申請手数料になりますけれども、こちらの減免規定でございまして、こちらも保育料と同様の内容の生活扶助の文言を改めたり、それから、修正手数料の5割減額の対象者の表現、対象者を合わせまして、7条第1項第3号及び第4号ということで、多子家庭の減免申請手数料の減免規定の整理の対象者とあわせたという規定になってございます。

さらに、付則の経過措置規定でございしますが、こちらはこれまでひとくくりにしていたものを日割り計算分、それからまた減免分にそれぞれに適用させたものということで、細分化して記載をしたという形になってございます。

こちらが、改正規則の第1条に係る部分でございます。

次に、改正規則の第2条によりまして平成28年政令改定部分という形になります。新旧対照表で行くと、4枚目になりますでしょうか。

こちらは平成28年の政令改正では政令第14条の2ということで、区民税の所得割7万7,100円以下、これは年収でいうと約360万円未満の世帯ということになりますけれども、こちらの多子軽減の算定基準となる子どもの年齢制限の撤廃。これまで小学3年生を上限としていたのですけれども、こちらの年齢制限を撤廃するとともに、先ほども申し上げました要保護者等の世帯です。ひとり親ですとか在宅障害児（者）がいる世帯、この世帯の所得階層に該当する世

帯に対して、保育料の軽減措置の拡大が図られることとなりました。

この所得階層の世帯では、政令で国基準の保育料の上限、これは7,550円と国で規定されておりましたが、区におきましては、算定の根拠となる国基準の保育料、もともとの保育料が違いますので、独自の軽減策ということで、現在の区民税所得割非課税世帯に合わせまして3,000円ということできせていただいております。

こちらを別表第1、それから第2の階層3の月額欄に規定したということでございます。

これらを踏まえまして、別表第1及び第2の備考に第2項といたしまして、区民税所得割7万7,100円以下の世帯の第2子の保育料5割減額、それから、第2号として、第3子以降の保育料をゼロ円ということで、さらに第3項では、要保護者等世帯において、第2子についてもゼロ円とする規定を設けたところでございます。

改正の内容は以上でございますけれども、この改正によりまして、平成28年度の在園の住民税所得割額のゼロ円から7万7,100円以下の世帯に対しまして、先ほど申し上げた要保護者世帯等に該当するかどうか、やはりこちらの照会をかけまして、さらに年齢制限の撤廃に伴う多子のカウントを新たに行いまして、必要に応じて還付を行っていきたいと考えてございます。

最後に、施行期日でございますけれども、平成27年改正部分につきましては、公布の日からといたしまして、平成27年4月1日から適用させていただきまして、さらにその27年度の改正をいたすために、平成28年の改正部分につきましては、若干時期をずらさせていただいて12月1日から施行という形にして、平成28年4月1日から適用していきたいと考えてございます。

大変長くなりました。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明ありがとうございました。

該当する人数を教えてください。また、お一人お一人、丁寧に区としても対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず、平成27年の対象となる世帯でございますが、こちらは14名です。それから、28年度のほうで今のところわかっている方は、32名ということでございます。委員ご指摘のとおり、さかのぼっての対応というところにもなりますので、こちらについては個別に通知を差し上げ、丁寧に対応していきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 学務課長からのご説明いただきました。特に、提案理由にございました子ども・

子育て支援法の法令の改正に伴ったものが、過年度にわたったということですので、対象となるご家庭には十分な説明をして差し上げることと、今後こういうことがないように。いろいろな部分が、国の施策の中で、法が展開していきますので、今後ともよろしく取り扱っていただければと思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。そのほか、質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第48号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項等に移ります。報告事項等1「堀切小学校第二校庭の整備について」、お願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 報告事項等1「堀切小学校第二校庭の整備について」ご説明をさせていただきます。お手元の資料の1枚目をごらんいただきたいと思います。資料の2枚目には、本件整備に係る施工場所を示した図1に加えまして、今回予定しております人工芝の断面構成をあらわした図2を添付してございますので、あわせてご参照いただきたいと存じます。

それでは、資料の1枚目、1番の経緯でございます。

区は、堀切小学校敷地の西側に接する土地を第二校庭として整備するため、ことし、平成28年1月に取得をいたしました。当該土地の整備方法につきましては、堀切小学校の要望と、砂ぼこりが立たないなどの周辺住環境への配慮から、人工芝による整備を予定しておりました。

しかし、人工芝の充填剤として用いられます黒ゴムチップにつきまして、ことしの2月ごろより発がん性のリスクが話題になりましたため、区といたしましては安全安心に実現できる整備方法の検討を行ってまいりました。検討の結果、学校との協議を踏まえつつ、黒ゴムチップ等の充填剤は使わず、第二校庭予定地の形状なども考慮し、日常の遊び場に適したクッション材を用いた人工芝を整備することといたしました。

次に、2番、施工概要でございます。

(1) 整備内容につきましては、人工芝、スロープや外周フェンスなどの外構、それから、本校庭をつなぐ通路部分となります。

(2) 整備面積につきましては、第二校庭予定地全体で488.52平方メートル、うち人工芝が約380平方メートルでございます。

(3) 人工芝の施工方法につきましては、表層の人工芝の下に塩化ビニール製のクッション材を敷いたものとなっております。

3番、今後の予定でございますけれども、来月、平成28年12月の中旬ごろ工事契約を締結

いたしまして、年度内に工事及び完了検査を終えて、学校に引き渡しをする予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問はございますか。

日高委員。

○日高委員 1つ教えてください。この土地は新しく買ったのですか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 新たに隣接した土地を購入いたしました。

○日高委員 そうですか。この場所は、昔倉庫のあったところですね。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 正式な用途は、済みません、今、手元で確認はできないのですけれども、主に住宅等が建ち並んでいたとは聞いております。

○教育長 日高委員。

○日高委員 子どもたちの活動場面がふえるということは大変いいと思います。

同時に、やはり心配された黒ゴムチップですが、新たに対応を考えていただいたことで、子どもの安全が確保できるわけですから、そういう意味では本当にいい状態のものをつくり上げていただいて、1日も早く子どもたちが活動として使えるようお願いしたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、報告事項等1を終了いたします。

次に、報告事項等2「葛飾区立小松中学校改築基本設計（案）について」、お願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、「葛飾区立小松中学校改築基本設計（案）について」ご報告をいたします。

小松中学校につきましては、昨年度取りまとめをいたしました小松中学校改築基本構想、基本計画をもとに、今年度から改築に向けた設計業務に取り組んでまいりました。今般、基本設計（案）として取りまとめましたので、概要を報告するものでございます。

資料の2、建物概要をごらんください。構造は、鉄筋コンクリート造りで、階数は4階建てとしております。面積は7,998平米、主要諸室は普通教室12室をはじめ、記載の各諸室などを配置してまいります。

添付してあります資料、別紙1をごらんください。こちらは、敷地北側になる改築後の新校舎と、別敷地にあるプールの配置図となっております。

1枚おめくりいただき、平面図をごらんいただければと思います。1階から4階までの平面

図を各階ごとに記載をしております。

1階西側には、校長室や職員室などの管理諸室をまとめております。校舎中央には、1階から4階、各階への採光、光ですね。採光をとることや、校舎内に死角をできるだけつくりたくないようにするために、強化ガラスで囲んだ光庭を設けてございます。保健室は校庭に面した配置とし、並びに教育相談室などを配置しています。また、東側には多目的室を配置し、こちらは武道場としても利用できる部屋としております。

1枚おめくりいただき、2階平面図をごらんください。屋内運動場、いわゆる体育館になりますけれども、基本計画では東側に配置する案と計画をしておりましたが、設計業務を進める中で、各階の諸室の配置場所などを検討した結果、近隣などへの日影の影響や校舎の形状などを考慮し、屋内運動場を西側に配置することといたしました。2階は屋内運動場のほか、普通教室と少人数教室を南側、音楽室などの特別教室を東側と北側に配置をしております。この普通教室と特別教室の配置箇所につきましては、2階から4階まで同じ位置に配置をしております。

次ページをごらんください。3階となります。3階の西側は屋内運動場の上部となりますので、3階からは屋内運動場を観覧できるしつらえとして、ガラスを配置するような形としております。また、学校図書館につきましては、廊下側の扉を大きくあけられるしつらえとして、光庭のガラス面に沿った場所に閲覧、自学等ができるスペースを設ける予定としております。廊下も活用した形状で利用できる学校図書館として、運営していく予定としております。

次ページをごらんいただければと思います。4階につきましても屋内運動場を観覧できるスペースを設けているほか、同じように普通教室と特別教室を配置しております。

恐れ入ります。1枚目の資料にお戻りいただければと思います。

3の改築工事スケジュールでございます。スケジュールは、平成29年2月、今度の2月です。仮設校舎の設置を開始した後に、記載のスケジュールで工事を進めていきまして、平成31年9月には新校舎での学校運営を開始する予定としております。

この工事スケジュールに沿った工事工程ごとの配置図を別紙2として、また別紙3として仮設校舎の配置図をそれぞれ添付してございますので、あわせてご参照いただければと思います。

この基本設計（案）につきましては、基本構想、基本計画を検討する際にお集まりいただいた懇談会の委員の方への説明会と、小松中学校周辺の方を対象とした説明会を12月にそれぞれ開催をいたしまして、基本設計（案）の内容や工事スケジュールなどの周知を図っていくこととしております。

葛飾区立小松中学校改築基本設計（案）についての報告は以上でございます。よろしく願います。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 ちょっと私、失念してしまったのですが、今の基本設計に関しての本提案は既に了承いたします。一点だけ、一般普通教室の平米数という概要がわかれば教えていただきたいのですが。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 普通教室につきましては、基本構想、基本計画でも計画しております。74平米を確保するような形で、計画をしております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ただいまご説明いただきました3階の平面図で、美術室の上、つまり学校図書館の右側はどのような用途にされているのか教えていただけますか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 3階の学校図書館の右側、美術室の上でございますけれども、先ほどちょっとご説明させていただいて、近隣の日影、日影の影響で、ここはテラスというか、屋根になる部分となります。一応外にも出られるような形で今計画できるということで、実際に学校でどのような形で活用できるかというのは、また学校とも相談をしながら、このテラスを生かしていきたいと思っております。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 もう1点気になりましたのは、1階に職員室、事務室、校長室とあります。大事な書類が保管されると考えられますが、1階ということです。この新小岩地域はゼロメートル地帯もある地域でございます。その場合の対応として、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいのですが。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 新小岩はお話にありましたように、水害等で、いろいろと地域でも活動していただいている所でございます。

まず、学校につきましては、ある程度盛り土というか、ちょっと校庭が、周辺よりは少し高くつくる形で校舎を建設してまいります。一応、内水の対応ということも考えておまして、内水50センチから1メートル弱になるまで。通常50センチぐらいなのですが、それについては大丈夫だろうということでしたらえをしておまして、避難になった場合には、2階の屋内運動場を中心に避難をしていただくというふうに思っております。

今お話のあった職員室、校長室等は、避難所になった場合にキーとなる部屋になりますけれども、そちらもその50センチというところは配慮してしつらえをしているような形で運営でき

るということで、今のところ計画はしてございます。

ただ、大きな洪水、例えば川の氾濫とかになりますと、正直1階については、うちの区の場合は大体のところは少し浸水はしてしまうかとは思っておりますけれども、ちょっとした都市型のよくある豪雨については大丈夫というような形の高度と、今のところ計画をしているところです。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 お話でしたが、「想定外」ということがございますので、大事な書類等は、例えば3階の部屋に予備室のようなものをつくって、何かの場合にはそちらを活用できるようにという思いがありましたので、お話をさせていただきました。今、水害など自然災害、想定外の災害や事故が多いと思いますので、改築校ですから、その辺はお考えになってはいらっしゃると思いますが、よく考慮していただきたいと思います。

新小岩駅からも近いわけですから、何かあったときに、区外、県外の方たちも小松中学校に避難等でおいでになることも想定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。ご質問、ご意見ありましたら。よろしいですか。

それでは、報告事項等2を終了いたします。

続きまして、報告事項等3「今後の飯塚幼稚園の運営に関する検討について」、お願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「今後の飯塚幼稚園の運営に関する検討について」、ご説明をさせていただきます。

まず、1の経緯でございます。飯塚幼稚園の今後の運営につきまして、9月の教育委員会でもお話をさせていただいて、請願等、それから、保護者等の意見を聞きますと、保護者等も含めた検討を行う期間を設けるということで、今後そういった検討をしていこうということでお話をさせていただいたわけですが、それにつきまして、去る11月17日の木曜日に、飯塚幼稚園の保護者代表、それから各区立幼稚園の園長先生、そして、我々教育委員会事務局の関係部課長で話し合いを持ちまして、検討の体制、日程、それから検討事項等について協議を始めたものでございます。本日は、その11月17日の協議の概要についてご報告したいと思います。

2番の11月17日の協議の概要でございますけれども、まず(1)といたしまして、「今後の葛飾区立幼稚園の運営に関する検討会の設置要綱(案)」についてということでございまして、別紙1をごらんいただきたいと思います。

こちらは私どものほうからこういった形で検討会を設置していきたいということでの提案をさせていただきました。

第1条で、検討会を設置する。そして、所掌事項といたしまして、第2条ということで、検討会の所掌事項を今後の飯塚幼稚園の運営に関する事項と定め、その他については会長が必要と認める事項というのがありますけれども、基本的に今後の飯塚幼稚園の運営に関する事項をお話し合いしていきましようというような設置の所掌事項になってございます。

さらに、裏面をごらんいただきますと、検討会のメンバーを別表として定めてございます。学校教育担当部長を会長といたしまして、私、学務課長が副会長、それから、委員に指導室長、それから3園の区立幼稚園長、さらに飯塚幼稚園の保護者の方々ということで設定をしております。ちなみに、飯塚幼稚園の保護者さん、メンバーといたしましては、PTA会長さんとそれから副会長さん、それから、請願をご提出いただきました代表の保護者さんを加えて、ご案内をしたところでございます。

それから、別紙2ということでございまして、もう少し具体的な検討の内容ですとか、期間等についてもお話し合いをしたところでございます。別紙2の横表でございますけれども、検討会実施方法(案)といたしまして、まず、検討の期間でございますが、12月、来月から来年の7月、夏休み前までを想定しているのですけれども、こちらから大体次年度の園児募集が始まっていくということで、こちらをまず目安に実施していきましよう。何が何でもここで結論、方向性を出すということではなく、こちらを一つの目安としてやっていきたいということです。

それから、検討内容につきましては、先ほど申し上げたところですが、まずは、公立幼稚園のあり方についてということで、平成15年の検討報告書の内容ですとか、飯塚幼稚園の現在の入園状況等について確認ですとか、お互いに共通認識を持っていきたい。それから、それを踏まえた上で、次年度以降の新入園児の募集の方向性を定めていきたいということを考えてございます。

それから、開催頻度は大体月に1回程度、開催場所については飯塚幼稚園がいいだろうということでございます。開催の時間もこちらに書かれているとおり、余り長くしないで、保護者さんたちの関係に資するための子どもの保育ですとかもあわせてやっていきたいと考えてございます。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、当日の主な意見でございますけれども、まず、ただいま申し上げた別紙1、別紙2の内容につきましては、特にご異論があるところはございませんでした。そうしたことを踏まえまして、幾つか出たご質問等につきましては、まず、平成15年11月の公立幼稚園のあり方の報告の考え方を検討会は引き継いでいくのかというお話がございました。こちらについては議会でのご承認も得ておりますので、今のところはこういった考え方は生きておりますので、こちらは踏まえていかなければならないだろうというお話をさせていただきます。

それから、2番目といたしまして、子どもたちが十分な幼児教育を受けられることが重要であるということですので、委員に限らず担任の先生の意見、それから、専門家の意見などもこの検討会の中で聞きたいというお話で、そちらについては必要に応じて伺っていくことができれば、そうしていきたいというお話をさせていただきました。

最後に、公立幼稚園のよさ、それから取組み等につきまして、区としてもっと広く区民の皆さんに伝えてもらいたいというようなPRのことに关してご意見が出ましたので、こちらについてもできる限りやっていきたいというお話をさせていただいてございます。

話し合いの内容としては、概要は以上でございます。先ほど申し上げたとおり、検討会の形式ですとか、その内容につきましては特にご議論、ご異論ございませんでしたので、この形をもちまして検討会を設置させていただきまして、来月から実際に検討に入っていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、天宮委員、お願いします。

○天宮委員 検討会は、メンバー以外の者も出席させることができるとなっておりますけれども、言い方が難しいのですが、いろいろな意見をお持ちの知識人の方が多くいらっしゃると思います。やはり飯塚幼稚園の中にもいろいろな自治会の方々がいらっしゃって、盛んに意見を言っているわけです。ですから、そこら辺もある程度、検討会に取り込んで進めてもらえると、穏やかに進行できるのではないかと考えております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 ありがとうございます。やはり地域の方々の声というのは大事なのかなと考えてございます。今回、検討会のメンバーとしては設定してはいないのですが、先ほどの外部の方の意見ということも、実際に保護者さんからもご要望も出ておりますので、そういった中で必要に応じてご参加いただければと考えてございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど学務課長のご提案で、本日の資料の中の主な意見①から③に分けてございます。特にその①で、平成15年11月の公立幼稚園のあり方についてという提言を受けています。私は、ぜひそこは尊重して、骨子としてやっていただきたいのが1点。

それから、今若干のお答えがあったのですが、②の担任の先生の意見や専門的な立場の方というのは、具体的に例えばどういった方が話し合いの場に出てきたのか。いわゆる教育者なのか、あるいは、もっとそれに特化したような何か要望が、その話し合いの場で、どのような背景にあったのかだけ、わかれば教えていただきたいと思っております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちらの専門家というのは、実際に保護者さんから出たところでは、大学教授等というようなことで、想定としては恐らく幼児教育の研究をされている方というようなイメージなのではないかなとは思いますが。特定の誰々という形でのご指定はございませんでしたので、そういった意味合いだと思います。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 ありがとうございます。今度は③に関連するのですけれども、公立幼稚園のよさや取組みをとという部分では、幼稚園も保育園も、いわゆる幼児教育という全般で行きますと、余りそういうことを全面に出してしまうと、各区の予想でも公立幼稚園、いわゆる地方行政上のいろいろな部分で、初期の目的がある程度かなってきて、全部のスキルアップが図ったという背景が平成15年のあり方検討にも記載があったと思うのです。その辺を十分ご理解賜うように検討会でやっていただければと思いますので、一応私の意見として述べさせていただきます。以上です。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちら、ご意見として公立幼稚園のよさや取組みをとということで、広く知らせてほしいということですので、運営をしている状況の中では、子どもたちの様子ですとか、区の取組みというのは広く伝えていきたいと考えております。

中には、公立幼稚園のあり方そのものをもう一度という議論をしてほしいというような意見もあるにはあったのですが、今回我々がこれまで提案してきた中では、飯塚幼稚園の園児数の問題があるということでの話をさせていただいた中ですので、それについてはこちらの設置要綱、それから検討内容案の中にもありますように、飯塚幼稚園の運営に関してお話をしていきたいということは、お話ししているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

杉浦委員。

○杉浦委員 当委員会で何回もお話しさせていただきましたが、公立幼稚園は、非常に大切だと思います。幼児教育は人格形成の基礎を培う大事な時。

区は、平成19年に5園から3園にしました。私は、区立の幼稚園が、今の葛飾区の保護者のニーズに合っていないと思っています。例えば保育時間が9時から14時まで、9時から12時まで。少子高齢化の中で、女性たちも仕事を持つ方もふえ、キャリアを持って社会で活躍していただかなければならない時代に、この公立幼稚園の保育時間帯でいいのか。そういうことも私は疑問に思っております。葛飾区幼保小、しっかりと連携していく発信基地として、今の社会のニーズに合った公立幼稚園を設置していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 ご意見ですね。

そのほか、何かありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、報告事項等3を終了いたします。

引き続きまして、報告事項等4「平成28年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施結果について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成28年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施結果について」ご説明させていただきます。

本調査は、平成28年7月7日に、小学校5年生4教科、中学校2年生が5教科で実施されました。内容につきましては、学習指導要領に示されている目標や内容に基づいた事項と、読み解く力に関する事項について調査したものでございます。

それでは、2ページをごらんください。実施結果及び今後の対策についてご説明させていただきます。

小学校国語についてでございます。平均正答率を東京都の平均と比較しますと、全体ではほぼ同程度です。一方、葛飾区で東京都の平均正答数15問を上回った児童は、全体の60.2%となります。「漢字を文脈に即して正しく読む」問題、「漢字を正しく書く」問題において、正答率が昨年度よりも高く、各校における「チャレンジ検定」への取組みの成果が見られます。

東京都の平均正答数を下回った児童に対する今後の対策といたしまして、漢字を正しく書くことができるように、日常の繰り返し指導と合わせて、児童に目的意識を持って取り組めるよう、「チャレンジ検定」や漢字検定への取組みを推進してまいります。

また、授業における「読む活動」において、児童が見通しを持って、自分の目的に向かい、主体的な活動ができるよう授業改善を図っていくこと、学校図書を活用した読書活動の充実を図ることなど、指導の工夫改善が必要だと考えております。

続きまして、3ページをごらんください。小学校社会につきまして、平均正答率を東京都の平均と比較しますと、全体ではやや下回っております。葛飾区で東京都の平均正答数17問を上回った児童は、全体の55.2%となります。

今後の対策ですけれども、地図帳を活用し、47都道府県の名称と位置を確実に身につけたり、児童が資料から取り出した情報から根拠に基づいて説明させるなど、「葛飾教師の授業スタンダード」に沿った授業の徹底を図り、児童が主体的に学習問題を設定し、問題解決を図っていくことができるよう、授業改善の工夫改善が必要です。

また、小学校3年生に配布する「のびゆく葛飾」や「かつしか郷土かるた」を活用し、今後も郷土愛を育てていくとともに、区の様子についての理解をさらに深めていくことができるよう、指導の充実を図ってまいります。

続きまして、4ページをごらんください。小学校算数について、平均正答率東京都と比較しますと、全体ではやや下回っております。本区で東京都の平均正答数20問を上回った児童は、全体の49.4%です。

今後の対策としまして、図に考え方を書き込んで互いに説明したり、させたり、具体物を使って説明させたりするなど、児童の体験的な活動や十分な活動の時間を確保した「葛飾教師の授業スタンダード」に沿った授業の徹底を図ってまいります。

また、習熟度別指導の充実を図り、児童の実態に沿った授業が展開するなど、工夫改善が必要です。今度も「葛飾学力伸び伸びプラン」による検定への取組みを推進し、児童に目的意識を持って取り組ませてまいります。一方、問題の中には四則混合計算、「少数+少数」の基本的な計算問題については正答率が高くなっており、「東京ベーシックドリル」の取組みが3年次を迎え、徐々に効果があらわれていると考えております。

続きまして、5ページをごらんください。小学校理科についてです。平均正答率東京都と比較しますと、やや下回っております。また、平均正答数16問を上回った児童は、全体の49.0%となります。

今後の対策としまして、科学的な言葉や概念を適切に使用し、予想したり考察したりさせるなど、「葛飾教師の授業スタンダード」に沿った問題解決的な学習の充実を図り、児童がより一層主体的に観察・実験に取り組むことができるよう、授業改善を図ってまいります。

理科支援員の活用を推進し、教員の観察・実験に対する指導の充実を図ることや、教員の理科実技研修会への積極的な参加を促し、児童が意欲的に学習に取り組める授業の実現を目指してまいります。

続きまして、中学校国語についてです。6ページをごらんください。平均正答率を東京都と比べますと、やや下回っております。また、平均正答数18問を上回った生徒は、全体の51.8%です。

今後の対策としまして、話し合ったり、発表し合ったりする活動をより多く設定した授業改善を行う必要があると考えております。

また、「漢字を正しく書く」ことができるよう、日常の繰り返し指導とあわせて、漢字検定の取組みの推進を一層するなど、工夫改善も必要と考えております。

続きまして、7ページをごらんください。中学校社会です。平均正答率が全体では下回っております。平均正答数17問を上回った生徒は、全体の43.8%です。

生徒が複数の資料に対してじっくりと調べたり考えたりする時間を確保し、他の意見から自分の考えを再構築する場を効果的に取り入れるような授業改善や、授業の終わりに学習内容を生徒一人一人が振り返り、文章にまとめる活動を設定するなどの授業改善が必要であると考えております。

続きまして、8ページをごらんください。中学校数学についてです。全体では下回ってございます。平均正答数17問を上回った生徒は、全体の40%になります。

言語活動を通して、数学的な見方や考え方を高める指導が必要です。小学校からの系統性を配慮し、思考の過程を表現できることが実感できるよう細かなステップを設定する授業改善が必要であると考えています。

また、習熟度別指導の充実を図り、生徒の実態に合った授業が展開できるよう取り組んでまいります。

9ページをごらんください。中学校理科についてでございます。全体ではやや下回っており、平均正答数15問を上回った生徒は、全体の40.1%になります。

理科支援員の活用の推進、教員の観察・実験に対する指導の充実を図ること、さらに教員の理科実技研修会への積極的な参加を促し、生徒が意欲的に学習に取り組める授業の実現を目指すこと、そして、生徒が主体的に課題に対して仮説を立て、それをもとに問題解決を図ることができるよう、授業改善を図ってまいります。

最後に10ページをごらんください。中学校外国語、英語についてでございます。全体では下回っております。東京都の平均正答数15問を上回った生徒は、全体の37.4%です。

「チャレンジ検定」への積極的な取り組みを通して、単語や基本文系の確実な定着を行うこと、「聞くこと」の指導の充実を図るとともに、既習事項を実際に使う経験を積み重ね、発話量を十分に確保した学習活動を授業の中心に位置づけ、生徒が英語で自己表現する場を設定していく工夫改善が必要だと考えております。また、今後、習熟度別指導の充実をさらに進めてまいります。

これらの調査結果につきまして、実施後、各学校で採点し、集計結果を区教育委員会で取りまとめた後、東京都に提出しております。そのため、学校全体、一人一人の子どもたちの状況は把握できており、既に各学校に応じた指導を行い、学力向上に取り組んでいるところでございます。

各校の授業改善及び児童・生徒の学力向上に関する取り組みの充実が図られるよう、指導・助言を進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは、質問等ありましたらお願いします。

日高委員。

○日高委員 説明ありがとうございました。また、分析も非常にわかりやすく記載されて、いいと思います。

しかし、結果に、やはり疑問が残りますね。もっと各学校の努力が必要とされると思います。

ただ、うれしいことは、小学校を見ますと、昨年度よりも伸びてきている。これは限りなく、

子どもたちの可能性があるというその証ですから、ぜひ学校にはその辺を強調していただいて、ご指導いただければありがたいと思っています。

小学校の国語、小学校の社会、大変いい傾向です。曲線をごらんいただいてもわかるように、山が完全に右のほうにずれている。だからこそ、国語においては60.2、都の平均をこれだけ超えているわけです。そして、社会科にしても55.2。

しかし、この中に1問、あるいは2問しかできないという子どももいるわけです。こういう子どもの引き上げをしっかりとしていかないと、私たちのいうこの伸び伸びプラン、それからスタンダードも、こうした子どもたちにも届くように指導していくことが大事だろうと思います。ぜひ、そのあたりを学校でご指導いただければありがたいと思います。

次のページに行きますと、小学校算数、理科。都の平均そこそこという感じに分析はできると思います。こうしますと、逆にできていない子どもたちのほうに目をやると、人数が非常に多いということがわかります。こういう子どもたちをどのように引き上げていくか。繰り返すという学習は大変大事ですけれども、この子どもたちがどこにつまずいているかの分析は、各学級の担任でないと非常に難しいと思います。

ですから、分析をするのは学校現場ですね。数値がこれだけ明らかになっているわけですから、おのおのの分析を各学校でしっかり行い、改善プランを明確に担任が持たない限り、子どもたちは解決していかない、伸びていかない。この小学校の算数と理科については、特に感じます。

そして、特に理科の場合、葛飾区は支援員をすごく配置したりしているのです。私、これはすごくいいことだと思うのですが、何のために支援員が配置されているのか。科学教育を推進するためにこうした配慮があるわけですが、やはりそのつけている意味合い、この人たちに任せっきりになっていないか。指導を直接する担任が、どう活用しているかというところにも、実は実技研修と連動する意味合いが非常に高いのではないかと考えます。そのあたりを学校に指導いただければありがたいと思います。

課題は中学校。この図表を見ますと、どの程度で、どういう理解なのか、子どもの力が見えるような気がします。もし、これが見えない学校の教員がいたとしたら、それは授業分析力の全く乏しい教員、指導資質のない教員だと思います。

ですから、各学校はしっかり見て、分析し、子どもにどのように浸透しているのかということと授業観としてきちんとされているかどうか。それを各担当者に認識いただくいい資料だと私は思いますので、特にこの国語、社会科ですね。国語は、まあまあいいなと思って喜んでいます。国語は、非常に正答率が高い子どもがふえています。この傾向は大変すばらしいと思いますが、社会科あたりからちょっと気になります。正答できない子どもたちも限りなくいますし、あるいは、数学、理科。数学は4割しか正答率がないということは、これは東京都の平均の状

態ですから、いかにできない子どもが多いか。つまり、平均に行かない子ども、正答率で平均に行かない子どもは逆に6割もいますよという。6割もいるというのは、もう本当に大変な状況だと思うのです。そういう認識をしませんと、数学専門者としての資質を欠くと。

私も数学をやってきましたけれども、この状態というのは、やはり現場が認識しない限り、解決策になっていかない。具体的にどう解決するかは、現場発信型で、ぜひ改善の方法を見出させていただくように考えさせるような、よい資料でありますので、ぜひそういうご指導をいただければありがたいと思います。理科も同等であります。平均に近づかない子どもたちが、限りなく多いということです。

そういう中で、英語、外国語です。この外国語指導でこんなに劣っていたのでは、子どもが自信を持って、コミュニケーション能力をつけるなどと言っても、基本がわからなかったりしてしまいます。既習のことが実際に使え切れていないということであれば、Can-do方式でいつでもやっている子ども英語はあるのです。簡単なことから、できることからやりましょう。そういうことの中で、まさにここでいう英語の状態というのは、非常に低いなど。大変冷たいというか、厳しい表現をしていますけれども、ここは英語の専門職として、もっとこの認識をする必要があると考えます。

子どもが悪いのではないのです。やはり子どもが悪いというのは、逃げなのです。現実でできる子どもは、こんなにたくさんいます。37%いるわけです。

ですから、そういう中で63%近い子どもが、目的達成できていない。やはり、どういう指導過程で今後やっていくかという指導計画は、実に大事だろうと思います。

今月21、22日と金沢で開催された、市町村教育委員会研究協議会に行っていました。特に分科会は英語活動の発表会で、金沢の七尾中学校という学校、そして、七尾市の取組みを見ました。金沢市には公立の普通科の高等学校が、七尾高等学校しかないのです。その七尾高等学校の先生方から、中学の英語力をもう少しつけてほしいと、そういうお話があって、連携が進んできた。そして、出前授業を七尾高校が中学校に行き始めてやり始めた。そのことによって、子どもが変わってきた。担任もその教える姿を見て、専門性を伸ばすことの、あるいは言葉かけを子どもにどうすればいいかがわかってきた。そうおっしゃっていました。ですから、こういうことをぜひ考えていく必要があるのではないかと思います。

同じように、中学校から小学校に先生が行く。葛飾区でもやっていますが、出前授業で中学の先生が小学校に行き授業をしているのです。小学校の先生は、それを見て、「私でもこまではできる」という状況を認識し、今それが普通の生活の中に生かされて、子どもとコミュニケーションがとれているという。こういう発表がございました。私は、すばらしい営みだなと。

中学校6校、小学校12校しかありませんけれども、そういう中での連携ができて、この英語活動がどんどん進んでいく。今後の英語科の導入について、32年からの導入については、そこ

までに完全に行うために今、努力をしているのだという、こういうお話がありました。

学びも含めて、やはり講師間の連携も必要であるでしょう。

そういう意味で、このせつかくの学力の結果、これをいかに向上させるかを各学校の認識を新たにさせていただくように、一つお願いをしたいと思います。以上です。

○教育長 よろしいですか。ぜひ、指導室さん、具体的に取り組んでください。

一つだけ私も伺います。今話の中にあつた理科支援員についてですが、どういう仕事をしているのか。小中学校で、どのぐらいの学校に入っているのか、教えてください。

指導室長。

○指導室長 済みません。具体的な数値が今手元にございませんで、後ほどご報告させていただきます。現在、支援員が足りないといって追加でお願いしてくる学校もあれば、支援員が一度入ってもやめてしまったりとか、確保ができないという状況が、やはり昨年度と同じように引き続き出ているような現状が見られます。

東京理科大学にも再三お願いをして、できる限りということ、密に連絡はとらせているところでございます。また、理科大だけでなく、やはり理科支援員、理科の専門性だけを求めるのではなく、実際に授業の準備とか、子どもの実験の補佐などのことを考えますと、理科大以外の大学にもこれからはお願いをして手を広げることも考えていかなければならないと、思っております。以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど日高委員が、私が思ったことを全て述べていただいたのですが、もう一つ。厳しいことを言うようですけども、やはり子どもたちが出した結果というのは、現場での教師力、指導力というものが問われた結果と真摯に受けとめていかなければならないかと思っています。

特に、1点。日高委員がおっしゃっていただいたのですが、国語の結果としては非常に効率が上がったと。国語力そのものは、各教科のベースになるものでございます。読んで、理解をして、なおかつ表現をしていくというのは、ほかの教科に関しましてもやはり言語である国語がしっかりできているという部分が若干の救いかなと思うのですが、やはりそれにつきましても、先ほど日高委員がおっしゃったように、グラフを見ていきますと、やはり都平均正答数の右のほうに関しては問題はないのでしょうかけれども、下のほうの膨らみがある部分は非常に問題がある。

特に、中学校の外国語の英語です。正答率が15のポイントより下回っている生徒が多くいる、左のほうが高まったグラフになっています。やはりもうこれは現場のそれぞれの教員が本当によくこれを熟読をして、読み取った上で、あしたからの授業につなげていただきたいのが1点。

それと、対象学年が小学校5年生と中学2年生で行われた今回の学力向上を図るための調査ですが、今の中学校に問題があるということをございますが、この学年の子どもたちが5年生のときに、どんな状態だったのか。この場ではすぐわからないと思うのですが、現にこのまま持ち上がってしまったのか。特に中学校のパーセンテージというのは、これから進路を決定する意味でも、このままでは非常に厳しい環境かと思いますので、その辺は指導室のほうでしっかり力を入れていただきたいと思っております。以上です。

○**教育長** では、今の意見について、5年次の状況を。

指導室長。

○**指導室長** やはり現在の中学校2年生につきましては、小学校5年生のときにも大きな課題を残しておりました。学力的にも、都の学力調査につきましても余りよい結果が出なかったこと、またそれに加えて、その原因と考えられるのは、その当時の生活指導面、そういう部分で、他学年に比べますと若干生活指導で不安定な部分が多かったという話を聞いているところでございます。以上です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

杉浦委員。

○**杉浦委員** ただいま日高委員、塚本委員から専門的な分野でお話ししてくださいました。

私はちょっと違う角度から。

小学校の国語に関してですが、先日よつぎ小学校で、学芸大の名誉教授でありました田近先生のご講演がございました。お話の中で、例えば読み聞かせについて、親とかボランティアではなく、教師自身の声による教師自身自ら読み聞かせ等動かしが大事だということをお話されておりました。私はとても感動しました。

小学校の低学年のときに、先生の声でしっかりと、児童一人一人に声をかけるとか、先生と対話するとか、低学年のときから丁寧にかかわっていただいて、先生と児童との信頼感、そして保護者との信頼感が生まれると思います。

小学校の国語は60.2%ということで、国語に関してはよかったと思います。思考をするには、言語能力を発動させて、言語能力が思考力を高めるわけですので、その辺もしっかりと教えていただきたいと思います。

田近先生のお話の中に「問いを立てる」ということが大事だともわれました。「問い」は与えられるものではなく、みずから生徒・児童が、自分から発動させるものだというご指導がございました。文脈に即して正しく読む、漢字を正しく書く問題においては昨年度よりも高かったということは、やはり伸び伸びプランや、チャレンジ検定を地道に、積極的に行ってきた結果だと思います。

また、理科と算数に関してですが、前回もたしか観察とか実験、この辺が取り組むことがで

きていなかったと思います。教員の理解、実技研修会、これは積極的に参加を促すと書いてありますが、これは何パーセントぐらいの方が行っているのかと、疑問を持ったぐらいです。

次に、英語教育についてです。英語教育は中学校1年生からスタートするわけです。スタートするのに、どうして平均まで行かない生徒がこんなにいるのかなど。やはり英語の基礎基本をしっかりと繰り返し、繰り返し教えていただきたいと思います。1年生も夏休みまではある程度勝負だと思います。1年生までに基礎がしっかりとできていないお子さんには、既習事項をしっかりと繰り返しを徹底していただきたい。そう思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 よろしいですか。

中学校はどうしてこんなに英語が悪いのか。指導室はどう捉えているのですか。

指導室長。

○指導室長 中学校の指導訪問の際、英語の授業を見回ったときに、非常に力の持っているすぐれた教員が決していなくはないと考えています。

ただ、その指導が、自分よがりになっている教員というのがまだいるということも事実でございますし、できるだけ子どもの発話量が多い授業というのがまだまだ少ない。そして、できるだけオールイングリッシュに近づけたいという、頑張ってくれている教員もいるのですが、そうすることによって、やはり基礎が身につけていない生徒がいることによって、余計に身につかない部分というのも多いのかと考えてございます。

やはり、子どもの発話量を考えたり、問題解決の力は絶対に身につけなければなりませんし、みずから進んで話せるような環境であることと、そして、話すだけではなく、聞いて理解するというのも非常に大切だと考えています。

どこの生徒のレベルに合わせるということが、英語科の教員は非常に難しいとはぼやいていことは事実なのですが、そうはいいながらも、やはり、さまざまな子どもたちの層といますか、それに合わせて、少人数指導をもっと推進するとか、そういうようなある意味1人の教員のみでなく、もう少し小グループ化してやるような手だてというのを進めていくことが望ましいのではないかと、今考えているところでございます。以上です。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 せんだって、秋田県に視察に行かせていただいた際に、中学校の授業を参観させていただきました。英語の授業も、子どもたちの迫力といいますか、関心度といいますか、全員先生に目が集中していました。

区内の授業参観の英語の時間、中には1年生あたりでも、授業に関心がなく、集中できない、横を向いたり、先生の授業をしっかりと受けとめられない生徒がいる。そういった学級もありました。なぜかなど。それはやはり、生徒に関心を持たせる授業ができないからだと思うのです。子どもたちに興味を持たせる。中学校1年で始まるわけですから、1年生の英語の授業は

勝負だと思うのです。

ぜひ1年生の英語の教師には、そういったことをしっかりとご指導いただいて、まず、子どもが本当に興味を持って先生の授業に吸いつくように、関心を持たせる。わかって楽しい。そういった教師であっていただきたいと思います。

学習意識調査にしましても、スタンダード、学習スタイル、しっかりと子どもたちは授業の準備をし、楽しい授業を待ち望んでいるという姿が、アンケートには出ています。ですから、ぜひその辺を先生方にもわかっていただきたいと思います。基礎・基本の徹底をよろしく願います。

もちろん、先生も生徒と向き合う時間がないぐらいに、いろいろな意味で多忙ということは十分にわかっております、理解しております。ですから、もっと生徒と授業をしっかりとできる環境整備にしていきたいという思いもあります、よろしく願います。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等4を終了いたします。

続きまして、報告事項等5に移ります。報告事項等5「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の実施結果について」、指導室長お願いします。

○指導室長 それでは、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の実施結果について」ご報告させていただきます。本調査につきましては、10月27日に文部科学省より集計結果が発表されました。葛飾区内、公立小中学校の概要について、ご説明させていただきます。

まず、資料をごらんください。本文の「暴力行為の状況」についてでございます。図1をごらんください。小学校については16件と昨年度と横ばい、中学校は143件と昨年度と比べ34件減少しております。

1枚おめくりいただきまして、「暴力行為の発生状況」の表をごらんください。まず、上段が(1)小学校、下段が(2)中学校となっております。

小学校につきましては、学校内では昨年度と比べ、対教師暴力が7件減少したものの、子ども同士の暴力が4件増加、対人暴力が3件増加しています。学校外では、子ども同士が1件発生しております。

下段の中学校についてですけれども、学校内では昨年度と比べ、対教師暴力、生徒間暴力が増加しており、対人暴力、器物破損が減少しております。学校外では、全ての項目が減少しております。

1ページにお戻りください。暴力行為に関する今後の対応についてですけれども、特定の児童・生徒が繰り返し起こす問題行動への対応が課題であり、これらの子どもたちへの支援が必

要であると考えています。道徳やセーフティ教室等を活用した児童・生徒の規範意識の醸成や、学級経営・生活指導の充実、学校間の情報の共有、学校・家庭・地域・関係諸機関とのサポートチーム会議を開催するなど、緻密な連携の推進を図ってまいります。

続きまして、いじめについてです。1 ページ目の資料の中段、図2をごらんください。いじめの認知件数については、平成26年度と比べ小学校は35件減少し、中学校は8件減少しています。

それでは、3 ページをごらんください。一番後ろになります。いじめの認知件数についてですけれども、平成26年度と比べ小学校は35件減少し、中学校は8件減少しております。いじめの認知件数を経年変化で比較しますと、小学校では全国や都平均より低くなっています。中学校においても、全国、都平均より低くなっています。

認知件数が減少した要因としましては、各校の学校いじめ防止方針に基づいた未然防止の取り組みの成果であると考えられます。

ただし、いじめの認知件数が多いということは、いじめを早期に積極的に発見していく姿勢のあらわれとも捉えられます。件数の増減にかかわらず、いじめに対するアンテナを高くし、早期発見、早期対応への意識を高めていくよう継続して指導してまいります。

それでは、1 ページ目にお戻りください。最後に、「不登校の状況」についてです。図3をごらんください。不登校児童・生徒数は、小学校102名、中学校331名。不登校児童・生徒の出現率は、小学校0.51%、中学校3.71%であり、平成26年度と比較して、大幅に増加してしまいました。児童・生徒数出現率につきましては、小中学校ともに過去9年間で最も高い数値となっております。

不登校の要因としましては、友人関係をめぐる問題や家庭における状況、無気力など、本人にかかわる問題が多い傾向があります。学校復帰につながったケースは、登校の促しや家庭訪問等、保護者との連携がとれたケースが多いという特徴がありました。

1 ページ目の図3の下、一番右下ですね。図4、学校復帰人数という図をご覧ください。学校へ復帰した人数と復帰率を示しております。小中学校ともに復帰した人数は、昨年度と比べて増加しております。学校への復帰率は小学校で増加をしておりますが、中学校では減少しております。

教育委員会の対応としましては、1 点目として、不登校児童・生徒の早期発見・早期対応や、家庭と学校の連携強化を目指したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援の充実。2 点目が、訪問型学校復帰支援による長期欠席児童・生徒の実情についての情報交換、支援のあり方の協議。そして、3 点目に未然防止を目的とした教員の資質向上等に取り組んでまいります。

特に、不登校の増加につきましては喫緊の課題と捉え、葛飾区中期実施計画に基づき、不登

校対策プロジェクトを今年度から進め、これまでの取組みに加え、新たな対策について検討し、改善に向けた取組みを推進してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてのご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 室長からご説明がございましたが、その中でちょっと気になった点が、2ページ目です。中学校の暴力行為の発生状況のところですが、繰り返して起こす生徒がいるというので、多分これは累計になっていると思いますが、学校内の対教師暴力の発生件数が、葛飾区が31ということで、全都201件のうち、約7分の1という事になります。

生徒間の暴力が、全都は973件で葛飾は96件。約10分の1が葛飾区の数字です。これがちょっと気になりましたので、その辺の状況について伺いたいのですが。これは大体実人数で何名ぐらいなのでしょう。

○教育長 指導室長。

○指導室長 申しわけありません。今ちょっと手元に資料がないので、延べ人数ではなく、実質の数につきまして、調べてご報告させていただきます。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 わかりました。後ほど、ご説明をお願いします。

それから、中学校の学校外のところ。本区が合計で10校。生徒間暴力が6校、対人暴力は4校となっておりますが、これも重複する学校があるのかどうか。

また、生徒間暴力の15件と、対人暴力の4件で19件となっておりますが、これも累計なのか、実人数なのか教えていただけますか。学校もいろいろご苦労されていらっしゃると思いますが、そういった学校に対しての区教委として、即座に対応なさって、ご指導されていると思いますが、対応の中で気になる場所がありましたら、お話しいただける範囲でお願いします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 まず、済みません。数の問題につきましては、先ほどの件とあわせまして、後ほどご報告させていただきます。

生活指導面、生徒関係の問題があった場合の対応なのですが、まず、対教師暴力等が仮にあった場合、大きなものについては、学校は警察にまず連絡をするように、ということは伝えていきます。

また、とりあえずその場合は学校でおさまったとしても、例えば、教員が1人ではその後ちょっと対応が厳しいというようなときには、指導室、もしくはセンターに連絡をいただきまして、区の非常勤として来ていただいております元警察の方、お2人勤務していただいておりますけれども、すぐ学校に行ってもらい、現状を把握していただく。それから、新たに支援員として

学校に配置するようなことは、今までにも数校行ってまいりました。

できる限り学校で対応してみますとはいいいながらも、これは危ういというときには、できる限りセンター及び指導室のほうから、まずは現状を実際に目で確かめること。そして、どれだけ教育活動に支障を来すような状況なのかというのを把握した上で、人をつけたりとか、サポートに何うようにしているところでございます。

以上です。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 中学校の学校内の生徒間暴力の件数がちょっと多いようですが、原因は、会話が発端で始まる暴力なのか。それとも、家庭から持ってきている環境が起因となる暴力なのか。お伺いできますか

○教育長 指導室長。

○指導室長 さまざま状況が正直言ってございます。子どもが、今の言葉でいうと、キレてしまって、すぐに手を出し、そこからお互いにということもあります。そのときの生徒の心情についても、家庭で前の日に少しいざこざがあったとかという聞き取りの様子も確かにあることはあるのですけれども、一概に前の日に家庭で何かトラブルがあったりとか、何かに位置づけるというような状況ではなくて、その子によってさまざま状況ということで、報告をこちらのほうで把握しているところでございます。

○杉浦委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか。

塚本委員。

○塚本委員 何点か杉浦委員のご指摘をいただいたのですが、一番私が根底に考えていきたいのは、子どもたちがこの暴力やいじめに関して、それに当該する子どもたちの年の背景、やっではないことが反映した数字だとは理解するのですが。

また、指導室長からも、あるいは杉浦委員からもご質問ございましたけれども、まずその背景をもう1回探っていないといけないのかなというのが1点。というのは、対症療法的に、こういった事例ではこういった対応をしました、あるいは行政が介入しました。民生・児童委員ですとか、保護司の方にお世話になっているという事例も多分この数字の中に出ていると思うのですが、それ以前にもう1回確認しなければいけないのは、日本の70年を過ぎた高度成長の中からの核家族化という問題が、その家庭背景の中にこうやって子どもたちが社会の犠牲という言葉がなじむかどうかはわかりませんが、ドロップアウトしてしまって居場所がなくなっているという背景をやはり斟酌しながら、今後の手だてとして対応していかないといけないというのが1点。

それから、不登校の問題についても、最近、教育評論家と称する方が不登校、フリースクー

ルを推奨するような、「嫌だったら行かなくていいんだよ」的な報道、コメントをする機会が多いように思います。そんなに嫌だったら行かなくてというフリースクールを推奨するわけではないのでしようけれども、やはり基本的な義務教育という原点に立ち返りますと、フリースクールに通っていますからいいのですよというお答えは、根本的な解決にはならないのかなと思います。

郷土愛であり、地域愛であり、そういった意味では、特に難しいと思うのは、学校内、学校外での数字のあらわれ方。また、これは多分夏休みとかそういったちょっと環境から外れたときに、やはりそういった季節的な数値ももしわかれば、総数の中で、いつごろの事例が上がってきているのかというのも、後ほどで結構ですけれども、教えていただきたいと思います。

やはり、子どもを主体に考えていって、もちろん当事者になった子どもたちの年齢的責務は当然あると思うのですが、そこまで醸成されてしまった環境というのをもう1回見直しながら、大きな網の中で指導していくのも教育委員会の使命だと思っております。以上です。

○教育長 指導室長。

○指導室長 済みません、数値につきまして、今、塚本委員からご指摘ありました点につきましても、後ほど調べてご報告させていただきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 深刻な問題です。ただ、不登校は小・中学校ともにふえてきていますけれども、復帰している子どもも多いというのは救われます。これはやはり、本区がやっている人材を派遣しての対応とか、あるいは、センター等での適応を図るための働きかけが、生かされているのではないかと思います。もちろん学校も声かけを多くして、親御さんを揺り動かして復帰させているというケースもあろうと思いますので、今後ともこのいい面をぜひ広めていただければありがたいと思います。

1点だけ。この中で一番危険なのは、この2ページにある学校内における対教師暴力なのです。対教師暴力があると、信頼関係はここで終わってしまうのです。ですから、これは絶対防がなければいけないし、対応についても慎重というよりも、強力に解決策を見出すことが必要と思います。

ですから、親御さんにも理解をいただくことが重要です。小学校は特にそうです。小学校の教員が、子どもたちに首を絞められたり殴られたりということがあったら、次の授業など成立しないのです。これは大変な問題なのです。関係者の親御さんについては、学校長は責任を持って、状態を説明するとともに、今後どう解決していくか、対策を親御さんにも徹底的に協力をいただいてやらないと、本当に学校を保てないです。そう思います。

中学校も同様でありまして、件数がふえていることが大変気になります。5、6年前、葛飾

区は落ちついてはいたはずですが、それがこれだけふえてくるということは、何かしら原因があるはずですが。つまり、生活指導というのは、落ちついたときが一番危険信号なのです。「あ、これで落ちついているな、ゼロだな」というときが一番危険信号。ふえるだけです。これをゼロに戻すには、何十年もかかります。

ですから、そういう意識で、教員にも、いじめや不登校は「うちの学校はない」ではなくて、「うちの学校にもどこかにもあるぞ」という見方をぜひ周知いただいて、ご指導いただくとありがたいと思います。ご回答は結構でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等5を終了いたします。

引き続きまして、報告事項等6「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」、ご報告させていただきます。

資料の（1）「小学校特別支援教室の導入について」です。特別な指導を受ける児童は、11月時点で530人となり、4月の462人から約1.15倍に増加しております。増加の要因としましては、4月当初在籍校に特別支援教室が新たに設置されたものの、具体的な支援のイメージを持てなかった保護者がメリットを感じ、年度途中に入室申請をしているのではないかと分析しております。課題としましては、年度途中に入室した児童は、教員定数に反映されないことでございます。

次に、（2）「中学校特別支援教室の導入について」です。9月20日及び23日に、現在小学校の特別支援教室に通室する平成29年度中学校1年生の児童及び生徒の保護者を対象に、説明会を開催いたしました。出席者は24名であり、説明を行うとともに質疑を受けました。また、モデル事業の一環として、小学校の特別支援教室で指導を受けた感想や、中学校特別支援教室への要望等について、アンケートを実施しました。いただいた保護者の意見につきましては、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

次に、今後の拠点校と区内中学校のグループ分けについてです。地域性を考慮し、平成29年度、平成30年度の拠点校と区内中学校のグループ分けについて、検証委員会で協議し、裏面にあります表2のとおりといたしました。

平成29年度につきましては、現在の通級指導学級を拠点校とするとともに、平成30年度は拠点校を新たに常盤中学校、青葉中学校に設置いたします。このことに伴い、新たな拠点校2校につきましては、来年度に教室環境整備を行う予定でございます。

次に、（3）「自閉症、情緒障害学級（固定学級）設置に向けた検討」についてでございます。

葛飾区におきましては、区や東京都の動向を見据えながら、想定する児童・生徒数や必要な教室数など、学校施設の改築・改修の進捗状況を含め、引き続き情報収集及び研究を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

大里委員。

○大里委員 今回は、現在小学6年生の保護者の方を対象に、説明会を実施し、アンケートを実施したということなので、その結果を生かしていただきたいと思います。

1点、教えていただきたいのですが、1年生から5年生の現在特別支援教室に通っているお子さんの保護者へのアンケートは、予定されているのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今のところ、現在特別支援教室に通っている小学校6年生を対象としましたのは、今年度と次年度、都のほうから受けております中学校の特別支援教室設置の、そのモデルとしての状況でございます。今のところ来年度2年から6年になる小学校、現1年から5年の保護者に向けてのアンケートは、今のところは実施しない予定でございます。

○教育長 大里委員。

○大里委員 今回のその6年生対象という目的はよくわかっているのですが、現在、区内の全ての小学校に特別支援教室が設置されましたけれども、専門員は巡回なので、保護者は、例えば常勤でいてもらいたいというような要望があるのかどうかというような、実情とか実感というところも気になります。ぜひ、さまざまな希望を踏まえて、この先検討していただきたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 わかりました。今までの通級指導ですと、子どもが行って、同じところにいつも、担当の先生以外にも、その学校にいる通級の特別支援専門の先生方がいらっしゃるという状況。それが今年度からは巡回指導教員という形なので、担当の教員は変わらないのですが、その部分についてのシステムの違いというのは、従来とは大きく異なりますので、全ての保護者に向けてアンケートをとる必要があるのかどうかを含めて、検討してみたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 特に私が気になったのは、裏面、2ページの自閉・情緒障害の固定学級設置に向けた検討という部分で、データ的には実数値は出ないと思うのですが、対象となる子どもさんたちが非常にふえてきているのは理解できるのですが、大体何パーセントぐらいになるのか、後ほど、わかればお教えいただきたいのですが。

また、自閉、発達障害につきましては、国際障害者デーを契機として非常に社会の関心事として、今までは閉鎖的な中であつた部分が、ノーマライゼーションのもとに出て来ていますので、当然そのニーズは上がってくると思います。特に、通級の問題や固定の指導員の方というのは、やはり子どもたちにとっては、コミュニケーションがあつたり、潜在能力が引き出せるというデータがあるわけです。

ですから、都のモデル事業になって実行していく中学校の問題にしても、その基礎的なデータと、逆にいえば、これだけ顕在化していくと、もう少しパイがふえてくるのかなという懸念もあるのです。

特に、メンタルの部分では、家庭的な環境の中で、いろいろな要因の中からつまづきがありますので、そういった意味では、直接本日のこの報告事項にはなじみませんが、幼保小中連携という部分でも、いろいろな方面にわたっての手厚い網をかけていただきたいと。

我々歯科医も、いろいろな健診事業に出ますと、1歳半ですとか2歳、3歳、就学前、それから学校健診でも、本来私どもが見るのは、子どもたちの表情であり、特に現場での発達段階というのは、受け答えの中である程度気づきが出ますので、そういった部分でやはり幅広くやっていただきたいというのが、この一つの事例だけではなしに、これからの時代を担う子どもたちは大事な宝物ですから、手厚くお願いしたいと思います。

もちろん、先ほどの学力テストも大事なのですけれども、子どもたちに教育の機会を均等に与えるという意味で、幅広い手当をしていただきたいと思います。お答えは結構です。ただ、対象がどのような人数かわかりますか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 学年およそ5%というところを想定しております。

○塚本委員 私もそんな認識でしたので、数値がわかりました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 特別支援に対します充実した事業をなさっているということは、まず評価いたします。その中で、特別支援教育の専門的な分野をきちんと勉強、研修を受けてきた先生と、受けていない先生が特別支援の教育に携わることもあると思いますが、専門的に受けてきた先生は何%ぐらい現在おいでになるのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 本区で、知的は除いてなのですけれども、特別支援で巡回指導教員といわれる教員が、昨年度が30名、現在は47名おります。このうち、過去からずっとこの特別支援、他区でも通級指導や何かに携わっているという教員については、何かしらかかわっていたといわれる者が3割から4割程度だと記憶しています。

本区のように、昨年度 30 から 47 に増加した部分については、専門的に過去に他区で特別支援を勉強している、また担当していたというよりも、初任初異動として、非常にもともと指導力もあるのだけれども、特別支援まではまだちょっとそこまでは学んでいないという教員がまだまだいるというのは実情でございます。

ですので、専門に、委員がご心配されている、ちゃんとした知識を持っていない教員というのは、おおよそ 6 割ぐらいと考えております。

○杉浦委員 ありがとうございます。ぜひ、来年度中学校に導入ということですので、教師の充実を特にお願いしたいと思います。保護者のほうからもいろいろお声は耳にしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 6 を終わります。

続いて、報告事項等 7 「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」、ご説明させていただきます。

資料の 2 番、葛飾区の現状についてでございますけれども、日本語指導が必要な児童・生徒は、表 1 にございますとおり、小中学校ともに増加傾向でございます。平成 26 年度から約 2 倍となっております。地域別では、新小岩地区に多く在籍しております。言語別では、表 2 にありますとおり、約 7 割が中国語を母語とする児童・生徒となっております。

また、現在区で設置している日本語学級につきましては、表 3 にありますとおり、現在 86 人が指導を受けておりますが、こちらは正規の授業として位置づけておらず、中国語のみの対応であり、日本語指導が必要な児童・生徒のうち約 5 割しか支援できておりません。そのほかの児童・生徒については、各学校が通訳派遣などの制度を利用し、支援している現状でございます。

次に、進捗状況についてでございますけれども、年度初めに東京外語大学の小林教授を有識者とし、「日本語指導の在り方検討会」を設置いたしました。これまでに 3 回開催し、協議を行い、今年度はあと 1 回開催し、協議を進めていく予定でございます。

（仮称）多文化共生センターの設置についてですけれども、資料の裏面をごらんください。利用者である児童・生徒や保護者、区民が何を行う施設であるかをわかりやすいように、名称について検討いたしました。その結果、義務教育段階の日本語指導が必要な児童・生徒への支援を行うことを明確にするため、「にほんごステップアップ教室」。「にほんご」の部分が平仮名、「ステップアップ」を片仮名、「教室」が漢字という表記の名称を決定させていただきました。

今後、本名称を正式に用いることとさせていただきます。

そして、視察も実施し、③「にほんごステップアップ教室」に求められる機能について、現在検討しているところでございます。

次に、(3)「日本語学級の設置について」です。東京都公立小中学校日本語学級設置要綱に基づく日本語学級の設置について、日本語指導が必要な児童・生徒数の推移や地域性も考慮し、新小岩学園松上小学校、中之台小学校、新小岩学園新小岩中学校の小学校2校、中学校1校を平成30年度に設置する予定として決定しました。今後、平成29年度に教室環境整備を行うとともに、東京都に対して日本語学級の設置について3校の申請を行ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、質問がございましたらお願いします。

天宮委員。

○天宮委員 20h20年に向けて、当然観光客数がふえるわけですが、3,000万人の人が来れば、当然受け手の企業の従業員側といいますか、従業員を雇用することもふえるわけですね。うちの会社でも、来年外国人を雇用する予定があります。現在は新小岩地区というところにある程度固まっていますけれども、これからは区内全域にも広がっていくと思います。

その場合、子どもは多文化共生センターにお願いするという形ですが、保護者の対応については、教育委員会として何かお考えがあるのか教えていただけますか。保護者となると、教育委員会だけの対応になるものではありませんが。

○教育長 指導室長。

○指導室長 やはり母語しかしゃべれない子どもが急に日本に来る。そこで、学校が苦勞していますけれども、それ以上にやはり、その保護者と会話が成立しない、意思伝達ができないというところが大きな課題として捉えております。

この部分についても、今のところまだ検討中なのですが、その保護者対応についても、何かしら手が打てないかということで、話し合いを進めているところでございます。

○教育長 そのほか。

大里委員。

○大里委員 私もその保護者のところが気になっています。ちょうど先日、新小岩の方で、登校班のお世話係をしている保護者と話をする機会があったのですが、登校班の半分が外国のお子さんで、そのうちの半分は日本語がわからないという話でした。当然保護者も日本語がわからないので、連絡事項が伝わりにくいというか、伝えるのに苦勞していると言っていました。

その方は、本の読み聞かせボランティアもされている方で、絵本を読んでいるときも、やはり言葉が理解できないようなお子さんが多々いるということもおっしゃっていました。

ですから、やはり行政の力で、このような事業をするのは必要なことかと思えます。そして、

その保護者に対しても何かできればとは思いますが。

○教育長 ご意見としてですね。

塚本委員。

○塚本委員 やはり喫緊の課題であり、現実には現実として直視していかなければならない問題。特に、グローバリゼーションといいたまいますか、グローバル化を目指している今の日本の体制。観光客 3,000 万を目途にしておりますが、オリンピック・パラリンピックに付随した部分で、違った分野での人口の流入というのは当然でございます。

今、大里委員がおっしゃったように、日本語は子どもたちは比較的なじみやすいようで、保護者の方へ、子どもさんたちが通訳をしながら伝えているという話もちょっと上がっています。

そういった意味で、対応を拡大するのは大変な作業だと思います。

ただ、一つ気になりますのは、ここの表 2 にございますウルドゥ語ですとかネパール語ですとか、トランスファーするものが、また共通言語が英語というものになってしまうのでしょうか、全てを網かけするのが大変な作業だと思いました。差し迫っては中国語に特化した部分に、新小岩地区を中心として学校も討議・審査しているということです

当区は特に、そういった意味ではふえる傾向が、都心部とは違った意味である地区ではないかなと思います。大変なご苦勞かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 大里委員。

○大里委員 もう 1 点、済みません。担任の先生もやはり保護者との意思疎通が直接図れなくて、通訳の方を介してお話をしているというような例も聞きました。先生方のご苦勞も大変あると思います。

それから、言語も多岐に富んでいますので、小学校であった例ですが、台湾の方が、ちょっと何語だったかはわからないのですが、母語しかしゃべれない方との間に台湾の方が入ってくれて、やりとりができたというようなこともありましたので、保護者同士のつながりを作ることも大切なのかなとは思いました。

○教育長 ありがとうございます。

そのほか。杉浦委員。

○杉浦委員 異文化を受け入れるということは、いろいろな心情も働くかと思うのですが、ご自分のお子様たちが海外でお世話になった経験がある方は、大勢おいでになると思います。私も何年かお世話になりましたが、子どもがその国で、安心して生活をしていくことができたということに対し、本当に心から感謝いたしました。

やはり相手の文化を受け入れるということは、ただ知るだけではなく、理解をして寄り添うということがまず大事だと思うのです。このステップアップ教室等の設置の進捗状況を伺い、大変うれしく思っております。

地域の中には、いろいろなされる方も大勢おいでになりますので、学校側だけで対応するのではなく、教育委員会だけでもなく、もっと地域の方々の人材力といますか、そういう方たちにもご協力いただいて、学校支援総合対策事業ができるのではないかと思います。

その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 そうですね。現在いる人材だけでということではなくて、やはり地域、保護者の方々にさまざまご協力いただかないと情報も得られない。なおかつ対応もできないというさまざまな課題もあると思うのです。

ですので、状況によってだと思いのですけれども、やはりボランティアの方を募ったりとか、それから、地域の方をお願いして、それが可能であるかどうか。そういうようなことも、ある意味お声かけをさせていただくつもりではおります。方策の一つとして考えております。

○教育長 今後、考えていくということですね。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項等7を終了いたします。

続きまして、報告事項等8「損害賠償請求事件の判決について」、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、損害賠償請求事件の判決が出ましたのでご報告させていただきます。

当時、二上小学校、小学校6年生に在籍していた男子児童が原告として、当時担任の先生にあだ名をつけられたり、廊下に立たされるなどのことで不登校になったというような訴えの提起でございます。

この件につきましては、一番下、訴訟の内容でございます（6）判決アにありますように、原告の請求が棄却されました。また、控訴期間中に控訴されなかったため、本判決が確定したということでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。ご意見等はありませんか。

それでは、報告事項等8を終了いたします。

引き続きまして、報告事項等9「平成28年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」、お願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、お手元に配付してございます資料、「平成28年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」に基づきましてご説明を申し上げます。

この少年の主張大会は青少年育成地区委員会との共催事業でございまして、昭和60年度から実施しており、今回が32回目の開催となりました。

資料の説明に入ります。1及び2の日時と会場でございます。去る11月19日土曜日にかつしかシンフォニーヒルズアイリスホールにて、実施をいたしました。

3の応募者数は、小学生436名、中学生63名の、計499名。このうち、4の本大会出場者数は、小学生19名、中学生6名の、計25名でございます。

5の部門別結果でございます。(1)の小学生の部は、最優秀賞2名、優秀賞5名、入選12名で、氏名、学校名等につきましては、裏面に続きますが、表に記載のとおりでございます。

裏面の2ページをごらんください。(2)の中学生の部は、最優秀賞1名、優秀賞2名、入選3名で、氏名、学校名等につきましては、表に記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

塚本委員。

○**塚本委員** 私、たまたま全部の主張を聞く機会を得まして、とても感動させていただきました。題名、題材など、子どもたちの個性に応じて選ばれていました。

やはり学校での指導、校長先生や、各担任の先生が、そういった主張できる子どもたちを育て上げてきてくれたのか、情緒的な意味ではすごく大事なことです。ぜひこういった部分で共通認識を持っていただいて、また、いろいろな賞をとられた子どもたちのその事例を、いろいろな活動に還元していただきながら、またクラスでは共有してもらって、「この子はこういうことを考えているんだ」と、自分で考えたことを、声に出して主張するということの大切さを共有していただきたいと思います。歴史のある大会ですから、ぜひ醸成をしていただきたいと思います。お答えはいただかなくて結構です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 私も感想だけ申し上げたいと思います。幸いにして、小学生の部の最優秀賞2人、それから優秀賞、最後の2人、この方たちと出会うことができました。また、発表を伺ったのですが、本当に素晴らしいのです。小学生とは思えないくらいに、表現力豊かで、コミュニケーション能力については、はるかに超えているのです。文章力も、短い時間でまとめ上げて、大変素晴らしい発表でした。32回、大会が続いているということですから、素晴らしい子どもたちがどんどん排出されているということです。

中学生の部は、見るができなかったのですが、今回の最優秀賞の中学生が、また出て頑張っているのですね。昨年、本人に話を聞く機会がありまして、「最優秀賞をもらいたかったのですがけれども、そこまで行きませんでした」と言っていた記憶があります。ところが、ことしは、最優秀賞です。やっと念願かなったのではないかな。興味関心を持続して、挑戦している、チャレンジしている子どもさんです。そんな素晴らしい子どもたちが葛飾にいと、大変うれ

しく思いました。

以上、感想です。

○教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項等9を終わります。

続きまして、報告事項等10「放課後子ども総合プランについて」、お願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、お手元に配付してございます資料「放課後子ども総合プランについて」に基づきまして、ご説明を申し上げます。

資料の内容でございますが、大きく分けまして、平成28年度の実施状況及び今後の取組みという二つの事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、1の平成28年度の実施状況でございます。本区におきます放課後子ども総合プランにつきましましては、学童保育クラブ事業とわくわくチャレンジ広場事業の一体的または連携実施によりまして、全ての児童と一緒にプログラムに参加することができるよう学校内、または近隣に学童がございます小学校4校におきまして、取組みを進めているところでございます。

本文3行目の「一体的実施」の「一体的」の定義でございますが、学童保育とわくチャレの相互の活動場所が同一の小学校内にありまして、全ての児童が共通プログラムに参加できることでございます。

「連携実施」の「連携」の定義でございますが、学童保育とわくチャレの活動場所の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、つまり学童保育が小学校の敷地の外にあつて、わくチャレの活動場所において、全ての事業が共通プログラムに参加できることでございます。

共通プログラムにつきましましては、4校とも2学期より実施をしてございます。また、2学期からのプログラムの実施が円滑に行われますよう、夏季休業期間中に、各学童におきまして、各校全学年の児童を対象として、夏季一時学童保育を実施したところでございます。

ただいまご説明をいたしました実施状況につきまして、まとめてお示しをしたものが、(1)の表「実施校等」、(2)の表「夏季一時学童保育の実施結果」、(3)の表「共通プログラムの実施状況」でございます。

(1)の実施校等の表についてご説明申し上げます。各小学校で対応いたします学童保育クラブとその運営事業者を記載してございます。運営事業者の中の(社福)の表記につきましましては、社会福祉法人の略称でございます。なお、先ほど申し上げました「一体的実施」と「連携実施」の区分でございますが、柴原小学校が、学童保育が学校の敷地外にあります「連携実施」、柴原小学校以外の3校が、学童保育が学校の敷地内にあります「一体的実施」でございます。

次に、(2)の夏季一時学童保育の実施結果の表でございます。夏季一時学童保育につきましましては、平成28年7月21日から8月31日までの期間、日曜日及び祝日を除きまして実施をいた

したところでございます。各学童保育クラブの利用者数は記載のとおりでございまして、合計で30人、わくチャレのメインルーム等の学校施設を活用いたしました。また、南綾瀬小学校を除きます3校では、わくチャレ児童サポーターもご参加をいただいたところでございます。

続きまして、(3)の共通プログラムの実施状況でございます。各学校とも2学期から3学期までの期間で、少なくとも12回以上、1月当たりにはいたしまして2回程度のプログラムを実施する予定でございます。実施日、場所、参加者数、内容につきましては記載のとおりでございます。

裏面の2ページをごらんください。2の今後の取組みについてでございます。今年度の取組みなどを踏まえまして、基本的な考え方をお示ししてございます。児童及び保護者にとって、これまで以上に魅力的な放課後子ども事業を展開していくため、プランの推進に加え、地域人材のさらなる活用によるわくチャレの充実や待機児童の解消に向けた学童保育の充実を進めていきたいと考えてございます。

(1)の取組内容でございます。具体的内容といたしまして、ア、イ、ウの3点を考えているところでございます。まず、アの活動場所の共有化及び共通プログラムの実施でございます。共働き家庭の児童を含めた全ての児童が参加できるという放課後子ども総合プランの趣旨にのっとりまして、わくチャレと学童保育クラブの児童と一緒に過ごせる環境づくりを目指しまして、活動場所を共有化するとともに、双方の児童がともに参加できるプログラムを実施してまいります。

次に、イのわくチャレの充実でございます。対象学年の拡大、実施日と実施時間の拡大、地域人材が活躍できるプログラムの充実を図ってまいります。

次に、ウの学童保育の充実でございます。夏季休業中に学校施設を活用して施行いたしました各一時学童保育などのサービスを拡充いたしまして、学童保育の充実を図ってまいります。

続きまして、(2)の取組みに当たってでございます。取組みを進めるに当たっての着眼点、留意点を2点お示ししてございます。

1点目でございます。サービス内容を高めていくためには、わくチャレ児童サポーターと学童保育職員の力をおかりすることは不可欠でございます。この両者が交流を深め、相互の強みを出し合い、連携を強化できるよう努めてまいります。

2点目でございます。新たに児童の活動場所が必要となってくる場合につきましては、各小学校等の現状を踏まえながら、既存の学校施設を活用してまいりたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 夏季一時学童保育の実施結果はどうだったのかというのは、実は気になっていましたので、地域によって需要がそれぞれあったということがわかりました。

共通プログラムの参加者も、これだけの児童がいるということですので、やはり、この今後の取組み内容につきましては、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 学童とわくチャレの連携ということなので、恐らく大変な話だろうと思いますけれども、現場としましては、非常に合理的なことですので、子どもたちにもいいことなので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 10 を終了します。これで、報告事項等全てを終了いたしました。

そのほかで何か、委員の方からご意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、最後に「その他」を庶務課長のほうから、一括して説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。まず 1 の資料配付でございます。

(1) 12 月行事予定表、A 4 の表裏で 1 枚で配らせていただいております。

続いて、(2) でございます。「とうきょうとの地域教育」、ナンバー125 でございます。都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業等について掲載されてございます。

続きまして、2 の出席依頼、本日 4 件でございます。まず初めに、3 月 10 日に実施されます「かつしかっこ賞」「かつしかっこ文学賞」につきましては日高委員に、3 月 13 日に実施されます「葛飾区『優秀な教員の表彰』表彰式」については塚本委員に、3 月 31 日に実施されます「退職校長・副校長感謝状贈呈式」については委員皆様の出席をお願いいたします。

次に、3 には次回以降の教育委員会の予定を掲載してございます。

説明は以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして平成 28 年教育委員会第 10 回臨時会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 0 時 2 0 分